

社会福祉法人が作成・備置き・閲覧・届出・公表する書類一覧

書類名		作成		備置き・閲覧		所轄庁への届出		公表		
		有無	根拠規定	有無	根拠規定	有無	根拠規定	有無	根拠規定	
計算書類等	計算書類 (貸借対照表・資金収支計算書・事業活動計算書)	○	法第45条の27第2項	○	法第45条の32第1項・第2項	○	法第59条第1号	○	法第59条の2第1項第3号、省令(法施行規則)第10条第3項第1号	
	計算書類の附属明細書	○	法第45条の27第2項	○	法第45条の32第1項・第2項	○	法第59条第1号	—	—	
	事業報告 (法人の状況に関する重要な事項等)	○	法第45条の27第2項	○	法第45条の32第1項・第2項	○	法第59条第1号	—	—	
	事業報告の附属明細書 (事業報告の内容を補足する重要な事項)	○	法第45条の27第2項	○	法第45条の32第1項・第2項	○	法第59条第1号	—	—	
	監査報告 (会計監査報告を含む)	○	法第45条の28	○	法第45条の32第1項・第2項	○	法第59条第1号	—	—	
財産目録等	財産目録	○	法第45条の34第1項第1号	○	法第45条の34第1項第1号	○	法第59条第2号	—	—	
	役員等名簿 (役員等の氏名及び住所を記載した名簿)	○	法第45条の34第1項第2号	○	法第45条の34第1項第2号	○	法第59条第2号	○	法第59条の2第1項第3号、省令第10条第3項第2号	
	報酬等の支給の基準を記載した書類 (役員等報酬等支給基準)	○	法第45条の34第1項第3号	○	法第45条の34第1項第3号	○	法第59条第2号	○	法第59条の2第1項第2号	
	事業の概要等	現況報告書	○	法第45条の34第1項第4号、省令第2条の41第1号～第13号及び第16号	○	法第45条の34第1項第4号、省令第2条の41第1号～第13号及び第16号	○	法第59条第2号	○	法第59条の2第1項第3号、省令第10条第3項第2号
		事業計画書	△	法第45条の34第1項第4号、省令第2条の41第15号	△	法第45条の34第1項第4号、省令第2条の41第15号	△	法第59条第2号	—	—
算定シート		○	法第45条の34第1項第4号、省令第2条の41第14号	○	法第45条の34第1項第4号、省令第2条の41第14号	○	法第59条第2号	—	—	
社会福祉充実計画 (社会福祉充実残額がある場合のみ)		○	法第55条の2第1項	—	—	○	法第55条の2第1項	○	事務処理基準「12. その他」(1)	

※ △は、定款で作成することになっている場合

※ 上記の他、定款については、備置き・閲覧、公表する必要がある。

※ 役員等名簿の閲覧(評議員以外の者からの請求の場合)・公表については、法第45条の34第4項及び省令(法施行規則)第10条第3項により「個人の住所に係る部分」「個人の権利利益が害されるおそれがある部分」を除く。